

平成19年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

警察本部

（注）1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」( 1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」( 2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
会計課	物品購入	ヘリコプター予備部品	平成20年2月25日	兼松株	7,383,322	当該物品の国内における唯一の代理店であるため	2号	3イ
会計課	物品購入	ヘリコプター整備用特殊工具	平成20年1月31日	兼松株	23,337,476	当該物品の国内における唯一の代理店であるため	2号	3イ
会計課	物品購入	ヘリコプター予備部品	平成20年2月8日	兼松株	12,816,760	当該物品の国内における唯一の代理店であるため	2号	3イ
会計課	物品購入	ヘリコプター予備部品	平成20年3月5日	兼松株	6,346,086	当該物品の国内における唯一の代理店であるため	2号	3イ
会計課	物品購入	車両用燃料(ガソリン・軽油・エンジンオイル)2月(単価契約)	平成20年1月31日	滋賀県石油協同組合	24,825,000	警察業務の特殊性から、平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため	2号	3イ
会計課	物品購入	車両用燃料(ガソリン・軽油・エンジンオイル)3月(単価契約)	平成20年2月29日	滋賀県石油協同組合	24,825,000	警察業務の特殊性から、平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため	2号	3イ